

検討項目について

「解説」 = 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の解説」

項目	現行の内容	条例制定時の県の考え方	第1回検討会・部会合同会議における委員意見（要旨）
1 公共的施設における措置 (第9条関係)	<p>学校、病院、物品販売店、官公庁施設等の「第1種施設」は、特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として「禁煙」を義務づけている。</p> <p>飲食店、宿泊施設等の「第2種施設」は、受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として、「禁煙」または「分煙」を義務づけている。</p>	<p><第2種施設について></p> <p>受動喫煙を避ける意思があれば、その施設を利用しないことができる施設（代替性が高い施設）、受動喫煙の健康リスクが相対的に低い者が主に利用する施設（大人向けの施設）を第2種施設として、禁煙の措置を一律に講ずることによって事業者が受ける経済的影響や喫煙者の自由に配慮し、分煙を選択することを認めている。〔解説18ページ〕</p> <p><分煙について></p> <p>分煙の措置により設けられた喫煙禁止区域の利用者が、その利用から終了までの間、たばこの煙にさらされてはならないため、共同利用区域（出入口、廊下、トイレ等）はすべて喫煙禁止区域とし、役務提供区域を喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割することとしている。〔解説9ページ〕</p> <p>たばこ規制枠組条約のガイドライン等では、分煙によって非喫煙者の受動喫煙を防ぐことはできないとされ、県の基本的認識もこの見解に沿うものだが、次の理由から、条例では分煙を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例による規制を円滑に実施し、その早期の定着を図るには、事業者 に一定の配慮を示す必要があること。 ・ 分煙では、たばこの煙の喫煙禁止区域への流出を完全に防ぐことはできないが、現在のところ、環境中たばこ煙（ETS）への少量の曝露による個別的な健康被害との因果関係を認める司法判断が示されておらず、また、社会的な評価も、分煙を受動喫煙防止対策として認める現状にあるため、喫煙者に対して一定の配慮を示す必要があること。 <p>〔解説10ページ〕</p>	<p>健康寿命日本一を目指すならば、全面禁煙にするくらいの強い意志を持たないと達成できない。</p> <p>第2種施設についても、従業員の命を守るという観点から、禁煙に向かうということもあるのではないかと。</p> <p>喫煙者が一定程度いる事実や、お店の経済的影響といった部分への配慮も考えなければいけない。</p> <p>3年間順調に推移し、ようやく軌道に乗ってきたと思うので、内容については現在のまを希望する。</p>
2 特例第2種施設 (第21条関係)	<p>パチンコ店やマージャン店等の風俗営業施設、事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の小規模飲食店、事業の用に供する床面積の合計が700㎡以下の小規模ホテル、旅館等については、禁煙・分煙の措置や表示等、条例の規制を努力義務としている。</p>	<p>これらの施設は、次の点から特例措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パチンコ店やマージャン店等の風俗営業施設は、風営法上の構造及び設備の技術上の基準を満たす必要があり、厳しい経済状況とあわせ、分煙への対応が困難な場合が想定される。 ・ 利用者に喫煙者が多いという実態があり、また、喫煙が許容されている場所という社会的風潮もあることから、県の指導と、施設管理者や業界団体の自主的努力によって、利用者の理解を得つつ、段階的に受動喫煙を防止するための環境整備を図っていくことが適当と考えられる。 ・ 小規模飲食店は、施設の構造やレイアウトの自由度が低いという関係上、分煙の措置を講ずることには難しい面があると考えられるほか、利用者に喫煙者が多いという実態があり、特に、喫煙者である固定客を中心とした小規模な飲食店では、禁煙とした場合の経済的影響は大きいと史料される。 ・ 小規模ホテル、旅館等は、利用者が喫煙に関し、滞在期間中、長時間の受忍を強いられることとなるので、禁煙又は分煙の措置が、利用者の選択（利用の意思決定）に与える影響を勘案し、経済的影響に配慮する必要がある。 <p>〔解説39、40ページ〕</p>	<p>施設調査結果を踏まえ、禁煙が進んでいるからいいとするか、努力に任せておけばいいのか、さらに進めるために行政などがサポートする必要があるのかを検討すべき。</p> <p>経済的なメリットが見えてこない、対応できない面もあると思う。規制ばかりでなく、こうした面も議論すべき。</p> <p>小さな施設は、分煙設備を作る資金がなく、スペースもない。これ以上、今の条例を厳しくするのは、勘弁いただきたい。生活がかかっていることも考慮してほしい。</p>

項目		現行の内容	条例制定時の県の考え方	第1回検討会・部会合同会議における委員意見(要旨)
3	表示 (第15条関係)	施設管理者に施行規則で定める「禁煙」「分煙」等の表示を義務づけている。	施設の利用者が、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、その選択に資するため、施設管理者に表示を義務づけている。 〔解説28ページ〕	
4	罰則 (第23条関係)	喫煙禁止区域で喫煙した個人や条例に定める義務に違反した施設管理者に過料を科すことを定めている。	条例による規制の実効性を確保するため、罰則を設けている。	
5	条例の対象施設 (第2条関係)	不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く)を有する施設(=公共的施設)を対象としており、屋外(施設の敷地、路上等)や住居、職場は対象外となっている。	科学的な知見によって受動喫煙の健康リスクが証明されている環境、言い換えれば、たばこの煙が十分に拡散されないため曝露量が多くなる環境に対して規制を施そうとするものであるから、規制対象を「室内又はこれに準ずる環境」に限定している。 〔解説7ページ〕	喫煙しながら仕事をしたのは昔の話である。(対象を職場に)広げていくのはいかなものか。「公共」でなく「公共的」となると、範囲が曖昧になり、拡大解釈もでき、施設の敷地や路上まで含まれるので、これについての議論が必要。
6	未成年者の保護 (第4条、第13条関係)	未成年者の受動喫煙を防止するため、保護者が果たすべき責務を明らかにしている。 施設管理者及び保護者に対して、未成年者を喫煙区域や喫煙所に立ち入らせないよう義務を課している。ただし、業務に従事する未成年者を立ち入らせる場合には適用しないこととしている。	条例の目的である、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを達成するための手段として、喫煙環境への未成年者の立ち入りを制限するため、施設管理者及び保護者にそのための義務を課している。 〔解説25ページ〕 業務に従事する未成年者を除くのは、公共的施設における公共的空間で業務に従事する者にとってみれば職場であり、そこには、労働安全衛生法に基づく快適な職場づくりの努力義務が事業者課されており、こうした職場における受動喫煙の健康リスクから未成年者の従業員を保護することは、規制することによって未成年者の雇用に対して影響が生じる可能性もあることを踏まえ、労働安全衛生の観点からの取組みに委ねることが適当である。 〔解説26ページ〕	未成年者の受動喫煙防止は大変重要なので、より未成年者がたばこの煙に曝露しないよう、未成年者の立場という視点をもって検討いただきたい。 次の段階の喫煙者を少なくしていくことも、今回の見直しで考えていくべき。
7	(1) 受動喫煙の定義 (第2条関係)	受動喫煙について、室内又はこれも準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義しており、かみたばこやかぎたばこ、電子たばこについては、対象外としている。	かみたばこ等は、使用しても煙を発生しないので、条例の目的である、受動喫煙を防止するための環境整備(=環境中たばこ煙の排除)に照らし、その使用を制限する必要がない。 〔解説5ページ〕	無煙たばこといった新しい製品も出てきているので、定義の見直しや解説の追加もしなければならないのではないか。
	その他 (2) 県の責務 (第6条関係)	県が果たすべき責務を次のとおり定めている。 受動喫煙の健康リスクを防止するための環境整備に関する総合的な施策を策定及び実施すること。 県民及び事業者の自主的な取組みを促進するため、情報提供、普及啓発、その他の必要な支援を行うよう努めること。 受動喫煙防止に関する施策の実施にあたり、県民、事業者及び市町村と協力・連携するよう努めること。 県が設置、又は管理する施設について、受動喫煙の健康リスクが生じないよう適切な措置を講ずること。	受動喫煙の防止について、そのための環境の整備や意識の向上が、社会全体の取組みとなるよう、県の果たすべき責務を明らかにした。 〔解説13ページ〕	健康のためにたばこをやめたいという人に対して、どんな環境が用意できるかということも議論すべき。

項目		現行の内容	条例制定時の県の考え方	第1回検討会・部会合同会議における委員意見(要旨)	
7	その他	(3) 分煙基準 (第11条、施行規則第4条関係)	施設管理者に対して、喫煙所や喫煙区域から喫煙禁止区域にたばこの煙が流れないように、仕切り、排気設備、空気の流れ(仕切りに開口部分がある場合)を設けるよう定めている。	たばこの煙は環境中に拡散することから、喫煙禁止区域を設け、そこで喫煙を禁止しても、それだけでは、たばこの煙のない環境を実現することはできないことから、隣接する区域のすべてからのたばこの煙の流入も防止しなければならない。 〔解説20ページ〕	10年以上前の国の基準、さらに遡ると1970年代の考え方がこの条例に関連しているので、分煙基準を見直していただきたい。
	その他	(4) その他		がんと密接な関係があるので、食生活、食習慣、生活習慣を通じて、禁煙を進めていかなければならない。 新しい文化をこの仕組みで作り上げていくといった、先進性を持って見直しの議論をすべき。 がんによる死亡を予防できる可能性が高いので、後戻りしないで、少しずつでも進めてほしい。 最終的には、事務局が示した項目で整理するのがいいのではないかと。 実績が上がっていると思うので、後退することなく、前に進む形になればよい。	